

# 民生水道常任委員会

平成24年3月14日

葛城市議会

# 民 生 水 道 常 任 委 員 会

1. 開会及び閉会 平成24年3月14日(水) 午前9時30分 開会  
午後2時38分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	吉村優子
副委員長	白石栄一
委員	川西茂一
〃	寺田惣一
〃	南 要
〃	西川弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議 員	辻村美智子
〃	春木孝祐
〃	阿古和彦

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長	山下和弥
副市長	杉岡富美雄
市民生活部長	松浦住憲
市民窓口課長	西川佳嗣
保険課長	中嶋卓也
〃 補佐	脇田公典
環境課長	大谷肇
〃 補佐	井邑陽一
新庄クリーンセンター所長	増井良之
當麻クリーンセンター所長	高橋一馬
保健福祉部長	吉川光俊
社会福祉課長	西川佳伸
〃 補佐	高垣倫浩
子育て福祉課長	山岡加代子
〃 補佐	中井孝明

長寿福祉課長	門 口 尚 弘
〃 補佐	岡 幸 子
健康増進課長	水 原 正 義
〃 補佐	松 山 神 恵
上下水道部長	池 田 雅 直
水道課長	川 松 照 武
〃 補佐	西 口 昌 治
〃 補佐	福 森 伸 好

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福 井 良 祝
書 記	西 川 育 子
書 記	吉 田 賢 二

#### 7. 付 議 事 件

- 議第6号 葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて
- 議第10号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 議第11号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 議第14号 平成23年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について
- 議第15号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議決について
- 議第18号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 議第16号 平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決について
- 調査案件 當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより民生水道常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。本日、皆さんお忙しい中、早朝より委員全員のご出席を賜りましてありがとうございます。奈良県ではお水取りが終わるまでは春が来ないということですが、この間の日曜日の朝は本当にもうこのまま春かなというくらい暖かい気候でしたけれども、一昨日は雪が降ってまた冬に逆戻りかなという感じで、変な今の独特の気象になっています。今日14日でお水取りも終わりますので、これから徐々に春に向かっていくと思いますけれども、体調の管理は皆さん十分していただきますように。副委員長も一昨日はダウン寸前で帰られましたのでね、今日はもう欠席かなというふうに思っていたんですけど、完全復帰していただきましてありがとうございます。無理なさいませんように。

それでは、本日は9日の本会議におきまして、本委員会に付託されています7議案について審議願います。最後までよろしく願いいたします。

それから、傍聴の議員さんが来られています。ご紹介いたします。阿古議員、春木議員、辻村議員です。

一般傍聴の申し出が1名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

吉村委員長 なお、発言されます場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりにさせていただきます。

まず初めに、議第6号、葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

池田部長。

池田上下水道部長 上下水道部の池田でございます。

ただいま議題として上がりました議第6号、葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

本条例の制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴って、地方公営企業法第32条及び第32条の2が改正されましたことによります。地方公営企業法の改正点は第1点といたしまして、法定積立金、減債積立金、利益積立金の積立義務の廃止。第2点目といたしまして、経営判断により資本剰余金、利益剰余金を資本金に組み入れることができる。また、資本剰余金の処分制限の廃止

でございます。3点目といたしまして、経営判断により資本金の額を減少させることができるとなっております。以上の改正に基づきまして、葛城市水道事業の剰余金の処分等について条例を制定するものであります。

条例の第1条では、利益剰余金、資本剰余金の処分、欠損の処理について必要事項を定めることにより、水道事業の財政基盤の確立と健全な運営に寄与することを目的と定めております。第2条では利益処分の方法及び積立金の取り崩しであります。毎事業年度において利益が生じた場合、前事業年度から繰り越した欠損金があるときはその利益をもって埋める。なお、残金があるときは20分の1を下らない金額を減債積立金、建設改良積立金に積み立て、なお残金がある場合、残金を利益積立金に積み立てる。また、議会の議決を経て積立金を目的以外の用途に使用できることを定めております。第3条では、資本剰余金として毎事業年度に生じた資本剰余金を源泉別に積み立てることとなっております。また、補助金、負担金等により取得した資産で、その資産の取得価格から補助金等の金額を控除した金額を帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分で滅失、譲渡、廃棄等による損失については、資本剰余金を取り崩して埋めることができることを定めております。第4条では、欠損の処分としまして、欠損金は前事業年度より繰り越した利益をもって埋め、欠損金に残金があるときは利益積立金で埋める。それでも欠損金が残るときは翌事業年度へ繰り越す。ただし、建設改良積立金で埋めてもなお欠損金が残るときは、資本剰余金をもって埋めることを定めております。

附則といたしまして、本条例は平成24年4月1日から施行するとなっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

吉村委員長 ありがとうございます。

ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ただいま、議第6号の葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、池田部長の方から説明がありました。公営企業法の改正というか、先ほど説明された、概括的に言えば、地域主権一括法の改正による政令基準の廃止に伴う利益剰余金の処分に関する条例を制定することに至ったという内容だというふうに思います。今、あらかた部長の方から改正点について説明をいただきましたが、政令と条例を、制定された条例を比較しながら、改めてこの改正点について確認をしてみたい、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、条例の第2条第1項では毎事業年度、利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋め、なお残額があるときは、ここまでは政令と同じなんです、ここから条例では補てん残額の20分の1を下らない金額を減債基金に積み立て、20分の1を下らない建設改良積立金に積み立て、残額を利益積立金に積み立てをすると、こういうことになっています。では、政令ではどうなっているかといいますと、「なお残額があるときは」から引き続いて、「その残額を企業債の額に達するま

で減債積立金として積み立てなければならない」と、こういう規定があったわけですが、この減債基金の積み立て、これはその企業債の額まで、これまでどおり積み立てなければならないのか、そうではなくて、もうそれに関係なく積み立てられて、目的外に使用すること等が可能なのか、この点、まずお伺いをしたいと思います。

吉村委員長 川松課長。

川松水道課長 水道課の川松です。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど質問のありました企業債の減債積立金でございますけれども、これについては事業年度の末日に企業債を有していないとき、または企業債を有していても、企業債と同額の減債積立金を有しているときは、欠損金補てん残額の20分の1以上を利益積立金に積み立て、減債積立金に積み立ててもなお利益が残るときは、その残額の全部または一部を利益積立金または建設改良積立金として積み立てていきます。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ということは、この政令部分については残っているということなんですね。

吉村委員長 川松課長。

川松水道課長 はい、残っております。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ありがとうございます。

その規定が残り、減債基金の積立金の積み立ては、企業債の借入額までやはり積み立てていく。それを超えて初めて利益剰余金、利益積立金を積み立てることができるということ、これは変わりがないということなんですね。はい、わかりました。

では、次にまいります。

減債積立金と同様に、条例では補てん残額として20分の1を下らない金額を建設改良積立金にそれぞれ積み立てることになっております。では、法や政令ではどうなっているかといいますと、建設改良積立金は任意の積立金で、この任意というのは私の、法令には書いてありません、法令第32条第2項ですか、毎事業年度生じた利益の処分は前項の規定を除くほか、議会の議決を経て定めなければならないとされておりました。この点の取り扱いの解釈をどのようにすればよいのか、この点ご説明をいただきたいと思っております。

吉村委員長 川松課長。

川松水道課長 先ほどの質問でございますけれども、建設改良積立金につきましては建設改良工事に充てる目的のものとして積み上げておりますけれども、これにつきましては条例によりまして制定することにより処分できるということで解釈しております。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 条例に制定をするということは議会の議決が要ると、このように解釈をしていいわけですね。だから、一度だけこの条例に制定をする。20分の1を下らない額を、まあ、補てん残額ですね、下らない額を積み立てることについて条例で定めれば、これで1回議会在議決

をしたということであれば、それぞれ毎事業年度ごとの建設改良積立金について、いちいち議会の議決は要しないと、こういうことですね。

吉村委員長 川松課長。

川松水道課長 はい、そのとおりでございます。

白石副委員長 はい、わかりました。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 それでは、第2条の第3項、よろしいでしょうか。前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができるとなっております。前項とは減債積立金、利益積立金、改良積立金であります。これはそれぞれ利益積立金とか建設改良積立金については、政令の規定でも目的外に使えるという規定があったと思うんですが、減債基金積立金についても目的以外の用途に使用することができるのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

吉村委員長 川松課長。

川松水道課長 ただいまの質問でございますけども、減債積立金においてもこの例外規定で3項で、前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を得た場合については積立金、この減債積立金についてもその目的以外の使用に使用できると解釈しています。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ということは、規定にある欠損金、欠損の処理にかかわる、それを埋める用途とあわせて、例えば減債積立金を建設改良等の経費に充てることができる、こういうふうに解してよろしいんですね。

吉村委員長 川松課長。

川松水道課長 はい、そのとおりでございます。

白石副委員長 はい、わかりました。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 それでは次に、欠損の処理の方に入っていきたい、このように思います。欠損の処理については、これまでの手順では前年度から繰り越した利益があれば、その利益で埋めると。なお、その残額があるときは利益積立金で埋めると。そして、それで欠損金が埋められなければ、その欠損金は翌年度に繰り越すというのが原則でありました。例外的に任意積立金、いわゆる建設改良積立金を議会の議決を経て欠損補てんに使用できると、こういうふうになっていましたし、資本剰余金についても、2つの目的であれば欠損金の補てんに埋めることができると、こういうふうになっていたわけでありますけれども。第4条の欠損の処理では、条例は第2項において前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、建設改良積立金をもって含め、なお欠損金が残る残額があるときは資本剰余金をもって埋めることができると、こういうことになっています。法や政令では、まず法第32条の2、欠損の処理では前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもって欠損金を埋め、なお不足があ

るときは政令で定めるところにより、これを繰り越すものとするとし、その政令24条の3、これも欠損の処理ですが、24条の3ですから、どうなっていますかということ、法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって埋めるものとする。前項の規定により利益積立金をもって欠損金を埋めてもなお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第24条第4項に規定する積立金、これはつまり建設改良積立金等だと思いますが、もって埋め、なお欠損金に残額があるときは、ここなんです、議会の議決を経て資本剰余金をもって埋めることができると、こういうことになっておりますが、条例では議会の議決が必要はなくなっていると、このように認識するわけですが、それでよろしいのでしょうか。

吉村委員長 川松課長。

川松水道課長 今の質問でございますけども、資本剰余金でもって埋めるということは、この条例で定めていただきますので、それによってそれで了解していただいて結構です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ずっと部長が説明された点について、改めて条例の部分部分について川松課長の方から丁寧にご答弁をいただいて、政令の廃止という点もあるけれども、政令そのものが生きていう部分もあるということがわかりました。やはり、とりわけ大きな点というのは、私が考えるには減債積立金あるいは利益積立金、建設改良積立金それぞれその用途は定められております。しかし、この場合は議会の議決を経た場合には、これは欠損金の補てんだけでなく、建設改良とか、この欠損金の補てんはもちろんのこと、柔軟に対応できるというふうに思います。しかし、その資本剰余金が議会の議決をなしに、この欠損金の補てん、欠損の処理に使われるという点については、なかなか評価が難しいというふうに思います。全体としてこの政令の廃止、一部廃止によって水道事業の経営にどのような効果があるか、どのように評価をされているか、お伺いをしたいと思います。

吉村委員長 川松課長。

川松水道課長 資本制度の見直しというか、葛城市水道事業の剰余金の資本等に関する条例の訂正でございますけども、これについて地方公営企業としては、資本の処分の方が自由度が高まることとなりましたが、その一方で自己責任の拡大に伴うガバナンス、組織における意思決定の機構として、議会の関与として条例の制定が規定されていることからして、条例の制定からして、組織の意思決定の透明化や説明責任の徹底等により務めていく必要があると存じております。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 まさに概括的にご答弁をいただきました。減債積立金や利益積立金あるいはこの建設改良積立金等は、議会の議決によって目的以外の用途に使用できるという点は、これは私は大いに評価できるものだというふうに思うんですね。しかし、この資本剰余金については、もちろん、うちの実態はどうなっているかということは別の問題として、企業の経営活動以外の源泉から生まれた剰余金なんですね。その性質が資本金に近いものがあるから、通常は



これに手を触れること、手をつけない、触れることを認められてこなかった、それが基本になっていました。ところが、公益企業会計では先ほども言いましたけれども、2つの場合は限ってもう認められてきた。これは欠損の補てん、これは政令でも書かれている議会の議決を経てその欠損の補てんに充てられるということとか、除却損の補てん等で充てられるということでもあります。基本はやはりこの資本剰余金に手をつけることはまずないというふうに私は思うわけでありましてけれども、もうこの点について、先ほど来、課長は、自由度が高まる一方、やはり水道事業の経営という、そういう責任そのものがみずから判断をして、剰余金、議会の議決なしにみずから判断をして、資本剰余金を取り崩して欠損金の補てんに充てると、こういうことが求められるわけですね。その点、我々議会はいよいよこの公営企業、水道事業に対する審査が及ぶ、そういう機会がせばめられてきているということもまず言えるんですね。非常に微妙な問題だというふうに思います。これはなかなか課長がこのことについてどう評価するか、議会の議決、議会の関与とその企業としての責任を持って、そういう運用をしていくということについて、管理者としてどのようにお考えか、お伺いしておきたいと思います。

吉村委員長 市長。

山下市長 ただいま課長が申しあげましたように、自由度が高まると同時に、こちらの決定の責任というものが重くなっていくわけがございます。しっかりと安全で安心、また、経営が安定をした水道企業会計を経営をしていくという観点に立って、やはり間違いのない運営をしていくように努力をしていく、そのことに尽きるのではないかなというふうに思っております。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 水道事業、いわゆる公営企業法が適用される地方公共団体が運営する企業、これは非常に採算性が求められている。民間企業以上の、私は厳しい運営が求められていると、このように考えています。もともと水道事業とか、下水道は違いますけれども、水道事業なんていうのは、経済社会の中で利潤の創出能力が低い、採算が取れないような企業、そういう企業を、この住民生活を支えていく、あるいは企業活動を支えていくという形で、公営企業としてこの地方公共団体の一般会計から遮断をして運営をさせると、こういう意図のあるものであります。しかも、この資金の調達という点では、基本的には企業債に頼らざるを得ない。当然、民間ではこれは株式の発行をし、それによって資本の増強をしていく。そして、利潤が上がれば配当すればいいですけども、上がらなければ配当をする必要がないと、こういう環境にあるわけです。しかも、当然、企業債で資本造成をするわけでありまして、元金、利子はこれは当然償還、払っていかなくちゃならないわけですね。さらに、資本が造成されれば、これは民間企業と同様に減価償却を行っていかなくちゃならない。

今言ったそういう経費全て、これはだれが負担をするのかというと、これは水道水の受益者、住民になっていく。水道料金で賄う仕組みになっています。一般会計からは基本的には繰り入れを認められていない、そういう性格の企業であります。そういう点で私はこれまで、民間企業以上の競争性や効率性を求められていながら、経営そのものの自由度がないではないかということで、議論をしてきたわけでありまして、この積立金の目的以外の用途の

使用を自由度を高めたという点、これは一部でありますけども評価できると、こういうふう  
に思います。

さらに、なかなか評価は難しいというふうに思うんですが、やはり水道企業、公営企業と  
いうのは、自由度を高め、敏速にその経営判断をし、手立てを打っていくということが求め  
られるわけですね。これはもともと制限をして2つのケースを認められていたけれども、こ  
れは議会の議決が要った。それがなくなったという点もね、その自由度を高める、経営をす  
るという意識を高めるという点では、一定私は評価できるのではないかとこのように思うん  
です。しかし、根本的には、まあ言えば、これからは、何でした、水道ビジョンでしたか、  
に基づいて古くなった施設の更新をしていかなきゃならない。これの財源はどうするんだと  
いったら、企業債あるいは積み立てられた建設改良費が使えるようになった、あるいは減債  
基金も使えるようになった。利益積立金はないわな、減債積立金やね。利益積立金はうち  
はないですね。ないですね。あるはずがないわな、うん。だから、そこが使えるようになった。  
それは自由度が上がったけども、やっぱり基本的には企業債で賄わなければならないという  
ことでね、根本的なところは改正をされていない。もっとその資金調達を自由度を高めるべ  
きだ、あるいは負担区分の制限を取って、独立採算性を強調するだけではなくて、国の補助  
金を広げる、あるいは一般会計からの繰り入れをやはり認めていくという方向の改正が更に  
強く求められるものだというふうに思います。この点でご所見があればお伺いして、この質  
問は終わっておきたいとします。

吉村委員長 池田部長。

池田上下水道部長 ただいまの白石委員の意見は私も同じで、これから法令改正によりまして、議会  
の関与と住民への説明等が大変重要になってくると思います。また、先ほどおっしゃいまし  
たように、一般会計との関係の整備も法令化するようなことが他町村からとか僕聞いており  
ますので、その辺またよく勉強して、住民の皆様にも安全で安価な水道水を供給するように努  
めてまいります。

以上です。

吉村委員長 よろしいですか。

白石副委員長 はい。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。  
本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま付託議案になっております議第10号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業の計画期間における介護保険料の改定によるものでございます。条例改正の主な内容につきましては、第3条の期間を第5期の平成24年度から平成26年度までと改め、介護保険料の基準段階である第4段階の保険料額4万9,200円、月額4,100円につきましては変更せずに据え置きとし、同条第5号イの合計所得金額を介護保険法施行規則の改正に伴い、200万円から190万円に改めたものでございます。

次に、第8条の延滞金の規定では、住基システムの移行に伴う延滞金の端数の切り捨ての金額について、市条例との文言の統一を図ったものでございます。また、所得段階別保険料の設定におきましては、本人世帯とともに非課税層の第3段階の特例として、新たに120万円以下の所得段階層を加えて保険料の引き下げをし、第4期で設定いたしました第4段階の特例としての課税年金収入額等が80万円以下の所得段階層の多段階化を継続し、現在の保険料段階の8段階から9段階の改正を行い、低所得者の負担の軽減を図ったものとなっております。施行期日経過措置とともに附則で定めたものであります。平成24年4月1日から施行するものでございます。なお、条例の改正の内容の比較につきましては、改正分とあわせてお手元にお配りさせていただいております、新旧対照表と所得段階別の介護保険料の比較表をごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ありがとうございました。

ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 吉川部長の方からご説明をいただきました。

また、議第10号の条例新旧対照表という形で第5期介護保険事業計画の保険料率が、第4期介護保険事業計画で定められた保険料率を据え置いたということであります。しかし、この点については、この議論はこの予算委員会にゆだねたいというふうに思います。そこで、個々の条例改正についてお伺いをしておきたいと思います。

まず、第3条、保険料率の第3条中、平成21年度から平成23年度を、それからずっと行って、同条第5号イ中、200万円を190万円に改めると。この点についての改正の根拠、理由及び改正による影響について具体的にどうなのか、影響をご説明をいただきたい、このように

思います。

もう1点いいですかね。あわせて第8条の、これは延滞金です。これも改正の根拠、改正によるその影響ですね、ご説明をいただきたいというふうに思います。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの第3条中、イの合計所得金額が200万円から190万円に引き下げることでございますが、これは介護保険法施行規則改正に伴うものでございます。それと、その影響額でございますが、平成23年4月1日の被保険者数で見ますと、101名の方が190万円に引き下げられたことによって第7段階に上がることとなります。影響額は年間124万円程度の増になる見込みでございます。

それから、第8条の延滞金の改正内容でございますけども、これは新しく住基システム移行に伴いまして納付書でございますが、市税と共同利用するという事に当たりまして、文言を統一するものでございます。現行では計算の基礎となる徴収金額に規定を設けておりませんでしたが、市税と同様、徴収金に1,000円未満の端数があるときは、また、その徴収金の金額が2,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるというような規定を設けさせていただきました。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ちょっと延滞金の方で、そのことによって保険料を納める被保険者がどのような影響を受けるかというのはちょっと把握しにくい。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 今現在、延滞金の方なんですけども、実質延滞金の方は発生していない状況でして、この改正によりまして延滞金がどうこうというふうな変化は特にはないと思います。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 特にはないというよりは、わからないということでもないの、今の時点ではさ。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 税と違いまして保険料でございますので、時効が2年ということになっておりまして、延滞金等も発生していないような状況でございます。

白石副委員長 ああ、なるほどね。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 第3条の一部改正については、これは国の施策によるものであって、そのことによって101名の方が7段階に上がり、124万円上がるということになるんですね。負担が多くなるということやね。なかなかここは厳しいことなんですけども、これは国はどのような理由を持ってこの一部改正をしてきたのか、この点、説明できますか。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 190万円に引き下げることにによりまして、当然この段階の方は年間の負担額がふえるわけでございますけども、その分を3段階の特例ということで、3段階の低所得者の方

の引き下げで保険料全体を補うというふうな国の考え方でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 それについての影響というのはわかりますか。最初説明した低所得者層に対する軽減ということが言われたのに、そっちの方は答えてくれなくて、ふえる方ばかり答えるはこれは判断しようがないやないかとなるんでね。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 済みません。第3段階ですが、第3段階から今回1段階特例を設けました。その内訳なんですけども、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下の方という形で特例の段階を設けさせてもらっております。現行では第3段階の方が778名おられるわけなんですけども、その特例を設けることによりまして、約半数の382名の方が年間なんですけども、5,000円ほど引き下がることとなります。その合計額といたしまして、マイナスの191万円減額になります。先ほどの6段階から7段階に上がる方101名の増額分が124万円ほどになりますので、差し引きいたしますと、66万7,000円ほどの減額ということになります。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ありがとうございます。そういう答弁がいただきたかったわけでありまして。

以上です。

吉村委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第10号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第11号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦市民生活部長 市民生活の松浦です。よろしく願いいたします。

それでは、ただいま議題となっております議第11号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

本案につきましては、最近、市内におきましてごみステーションに市民の皆様が排出された新聞紙やアルミ缶等の資源ごみの抜き取り行為というものが頻繁に発生いたしております。

この事態に対処するため、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な内容といたしましては、市民の皆さんが排出された資源ごみの所有権は市に帰属するとしておりまして、そのことにより、この資源ごみは市または市の指定する者以外は収集運搬を行ってはならないとしております。これに違反すれば注意を促し、その注意に従わない場合は罰金または料料に処することも規定しております。条文の改正内容につきまして、改正分とあわせて新旧対照表の方をごらんいただきたいというふうに思います。第5条の次に、第5条の2として資源ごみの所有権を規定し、資源ごみは市に帰属するということ。市または市の指定する者以外は収集運搬を行ってはならないこと。第2項においては1項の規定に違反して収集運搬をした者に対し、そのような行為をしないよう命ずることができることと規定しております。第6条では、資源ごみの定義を規定してありました第5条の2で新たに規定いたしましたので、削除いたしております。第31条では、第5条の2第2項の規定により、命令に違反した者は3万円以下の罰金または料料に処すると規定し、第31条を繰り下げ、第32条としております。附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 ただいま議題となっております葛城市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、少しお伺いしたいと思うんですけれども、この条例は寺田委員の発案でできた、非常に葛城市の資源を守るということは非常に大事なことの条例であると思います。私もたまたま遭遇したんですけれども、ステーションに置いている新聞紙等を車に積んでいると、そのところを通ったんですけれども、よく見ると、その車は他府県ナンバーだったということでした。この条例ができるということによって、こんな形で罰金等も料料することもできるわけなんですけれども、せっかくこういった条例ができましたので、ぜひこのステーションにしっかりとこの条例の内容を伝えられるように、特にその看板等を設置していただいて、葛城市の資源を守っていただきたいというふうに思いますが、この点、どんなふうにお考えでしょうか。

吉村委員長 大谷課長。

大谷環境課長 おはようございます。環境課の大谷でございます。

今の川西委員のご質問ですが、現在、葛城市内ごみの集積所が80カ所ございます。看板等の設置といたしましては非常に単価的にも経費がかかってまいりますので、もう少し安い方法がないか、ちょっと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 ありがとうございます。

川西委員。

川西委員 今、かなり数が多いという話がありました。現実、大変なお金がかかると思うんですけども、この条例はわかっているというのは、市内の人にはいろんな形で出すことができますけども、要するに市外の方にはこのことの条例を徹底することはなかなか難しいと思いますので、その点いろんな方法で考えていただきたいと思いますので、お願いいたしておきます。

吉村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 川西委員は当然の質疑をしたわけであります。当然、この条例が施行されるということになれば、そのことが周知徹底されることがなければ、これは法として、条例として機能しないわけですね。その方法として、そら、公の告示版に掲示したってだれも見えてくれないわけで、やはりこれはその行為が行われる現場にその趣旨を表示しなければ、これはせっかくの条例が活かないということになります。800カ所と聞きました。これ、800カ所全体につける必要なんて1つもない。やはり川西委員が出会った、そういう車が入りやすいところとか、市民の皆さんの監視の目が届かない、そういうところを選択をしてやっていく必要性があるというふうに思いますし、さらに、区長会、各種団体、広報等を徹底してこの啓蒙啓発することが大事だと。なかなか現場を押さえて注意命令する、あるいは警察まで通報して逮捕するというふうなことは、なかなか困難なことだと思います。やはり周知徹底が命だということで、環境課の方で知恵を絞って、大概市内の人がやっているわけではないわけで、市外の人だと思いますので、その点を考慮しながらアイデアを出していただきたいというふうに思います。

以上です。

吉村委員長 寺田委員。

寺田委員 これを発案させていただいたんですが、一番の大事なことは、今2人の委員がおっしゃられたように、市民に徹底的に周知していただきたい。机上の空論じゃなしに、で、なぜならを言いますと、市民の目線で、市民の近所のステーションありますわな、市民の近所の人たちの目線で監視していただかないと、800カ所以上もあるような場所は到底環境課では認知できないと。あるいは区長さんに言っても、区長さんもしょっちゅういてないので認知できない。地域住民の協力をしていただくということで、環境課の方でしっかりと徹底周知していただきたい。これはお金につながりますので、どうぞひとつ私もそういう目線で見ていきたいと思いますので、その周知徹底のほど、かたくお願いしたいと思います。

この答弁は結構でございます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 それでは、ただいま議題となりました議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

お手元に配付の補正予算書の1ページをごらんください。平成23年度葛城市の一般会計補正予算(第5号)の歳入歳出予算の補正でございますが、第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,100万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,060万2,000円とするものでございます。

それでは、本委員会に分割付託となりました補正予算書中の関係部分につきまして、事項別明細書の歳出より説明させていただきます。

18ページをお願い申し上げます。それでは、まず保健福祉部の歳出の方からご説明申し上げます。3款民生費、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費では、住宅手当緊急特別措置事業給付費の380万円の減額でございます。飛びまして、5目の老人福祉費では、委託料の介護保険システム改修委託料で294万5,000円の追加でございます。次のページの繰出金では、介護保険特別会計保険事業勘定の繰出金で854万3,000円の減額でございます。次に、2項児童福祉費の1目の児童福祉総務費では、扶助費で母子家庭等自立支援給付費で38万2,000円の減でございます。2目の児童福祉費におきましては、負担金補助及び交付金で2歳未満児保育事業補助金で100万5,000円の減でございます。扶助費では子ども手当費1億4,000万円の減、保育所運営費では2,370万円の減でございます。3目の保育所費におきましては、保育所賃金で100万円の追加、公有財産購入費では磐城第二保育所用地購入費の30万4,000円の減。4目の児童館費では、臨時雇用賃金で50万円の減でございます。次の4項生活保護費、2目の扶助費では、医療扶助費の6,000万円の減でございます。

次のページをお願い申し上げます。4款民生費、1項保健衛生費、1目の保健衛生総務費では、臨時雇用賃金で97万1,000円の減。2目の予防費におきましては、委託料で高齢者インフルエンザ予防接種の185万円の減。日本脳炎予防接種で、委託料で400万円の追加。子宮頸がん等予防接種委託料の2,400万円の減で、合わせて差し引き2,185万円の減でございます。4目の健康づくり推進事業費では、乳がん検診委託料で41万1,000円の追加でございます。5目の母子保健事業費におきましては、妊婦健康診査委託料で300万円の減でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして13ページをお願い申し



上げます。それでは、保健福祉部の歳入のご説明をさせていただきます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目の民生費国庫負担金では、児童福祉負担金の保育所運営費負担金で965万9,000円の減でございます。子ども手当負担金では1億3,699万2,000円の減でございます。生活保護費負担金では4,898万9,000円の減でございます。次の13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の民生費国庫補助金におきましては、社会福祉費補助金で住宅手当緊急特別措置事業補助金で514万7,000円の減、介護保険システムの改修事業補助金で147万2,000円の追加、児童福祉費補助金では子育て支援交付金で333万8,000円の追加、母子家庭等対策総合支援事業補助金で100万6,000円の減でございます。次のページをめくっていただきまして、14款県補助金、1項県負担金、1目の民生費県負担金におきましては、児童福祉費負担金で保育所運営費負担金の483万円の減、子ども手当負担金で1,797万7,000円の減でございます。

次に、14款県支出金、2項県補助金、2目の民生費県補助金では、社会福祉費補助金の住宅手当緊急特別措置事業補助金で134万7,000円の追加。児童福祉費補助金の2歳未満児保育事業費補助金では50万2,000円の減、3目の衛生費県補助金におきましては、保健衛生費補助金の妊婦健康診査補助金で72万円の減、子宮頸がん等予防接種補助金で1,333万円の減でございます。16ページをお願い申し上げます。16ページの19款諸収入、3項4目の雑入におきましては、生活保護法第63、78条に係る返還金で531万9,000円の追加でございます。

以上、簡単でございますが、保健福祉部の説明をさせていただきました。よろしく願い申し上げます。

吉村委員長 松浦部長。

松浦市民生活部長 市民生活の松浦です。

それでは続きまして、市民生活部に関係いたします補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

18ページをお開き願いたいと思います。2款総務費、3項1目戸籍住民台帳費、7節賃金では、当初、戸籍統合事務処理あるいは基幹システム関係事務を臨時雇用システムでの対応で考えておりましたが、課内部での職員で対応できるようになったため、108万3,000円を減額するものです。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節役務費では、福祉医療集計手数料が決算見込みでは215万円を見込んでおりましたが、2.3%程度、金額にして5万円が不足する見込みであり、増額補正をするものです。次に、23節償還金利息及び割引料では、平成22年度の福祉医療費助成事務費県補助金95万7,000円と確定しましたが、2,000円多く概算交付を受けましたので、返還するため増額補正をするものです。次に、2目国民健康保険医療助成費、28節繰入金では、国民健康保険税の軽減分及び保険者支援分の繰入金を合わせて1億2,288万2,000円と確定になりまして、当初見込んでいた予算額に不足が生じるため、国民健康保険医療助成費繰入金682万9,000円を増額補正するものです。

続きまして、19ページをお願いいたします。5目老人福祉費、20節扶助費として重度心身障害老人等医療費扶助では、決算見込みにおいて2,530万円の支出が見込まれたため、130万

円の不足が見込まれることから増額補正をするものです。

次に、20ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、8目火葬場費、11節需用費の燃料費では、火葬遺体数が決算見込みでは当初予定の260体より40体ほど増加し、300体を見込んでおり、火葬燃料となる灯油の消費量の増加状況が見込まれることから、燃料費が15万2,000円不足するため増額補正をするものです。次に、2項清掃費、1目清掃総務費、14節使用料及び賃借料では、當麻クリーンセンターの仮事務所を現在北海道穂地内にある関西電力所有の土地建物を借用しておりますが、借地料を5万円安く55万円で交渉できた関係上、6カ月分30万円が不用となるため減額補正をするものです。2目塵芥処理費、7節賃金では、ごみ収集員の臨時雇用賃金が決算見込みでは1,155万円になる見込みであり、30万円が不用となるため減額補正をするものです。

21ページをお願いいたします。11節需用費では當麻クリーンセンターの消耗品で270万円の減、新庄クリーンセンターの燃料費で150万円の減、光熱水費では1,200万円の減となっておりますが、その内訳は新庄クリーンセンター分で870万円の減、當麻クリーンセンター分で330万円の減。修繕料では當麻クリーンセンター分として75万円の減となっており、合わせて1,695万円の減額補正をするものです。13節委託料では、機器等保守点検委託料で請負減のため91万円の減となっておりますが、その内訳は新庄クリーンセンター分で42万円の減、當麻クリーンセンター分で49万円の減となっております。粗大ごみ運搬処分委託料では、決算見込みでは4,027万8,000円を見込んでおり、新庄クリーンセンター分で500万円の減、それから、ごみ焼却施設運転管理委託料では當麻クリーンセンターの稼働が9月までであり、契約残が生じたため235万2,000円の減。資源ごみ分別処理委託料では、処理量減に伴って2,800万円の減となっておりますが、その内訳は、新庄クリーンセンター分として1,200万円の減、當麻クリーンセンター分として1,600万円の減。ごみ分別等検査委託料では、當麻クリーンセンター分ですが、契約執行残で33万3,000円を減、一般廃棄物焼却処理委託料では、一般廃棄物の処理量が見込みより少なく済んだため、新庄クリーンセンター分ですが640万円を減。それから、資源ごみ収集運搬分別処分委託料では、古布等の処理量が減少したことによって當麻クリーンセンター分ですが、42万1,000円を減額し、それぞれ合わせて4,341万6,000円の減額補正をするものです。19節負担金補助及び交付金では、大阪湾広域廃棄物埋め立て処分場整備事業負担金として當麻クリーンセンター分ですが、契約変更によって46万9,000円の減額補正をするものです。3目し尿処理費、12節役務費ではクリーンセンターのバキューム車の車検手数料及び自賠償保険合わせて3万1,000円の増額補正をするものです。13節委託料では、し尿のくみ取り料の減に伴い、當麻クリーンセンター分のくみ取り業務委託料80万円を減額補正するものです。19節負担金補助及び交付金では、葛城地区清掃事務組合において平成23年度の葛城市のし尿処理料が確定したことに伴って、778万3,000円を減額補正するものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

12ページに戻っていただきたいと思っております。12款使用料及び手数料、1項手数料、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料では、火葬場使用料として決算見込みでは300体582万円を見

込んでおり、62万円を増額補正するものです。次に、2項手数料、2目衛生手数料、2節清掃手数料では、処理量の減に伴って新庄クリーンセンター分で廃棄物等処理手数料860万円の減、し尿処理手数料で250万円の減、合わせて1,115万円を増額補正するものです。

続きまして、13ページをお願いいたします。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金では、国民健康保険基盤安定負担金として63万9,000円を増額補正するものです。

次に、14ページをお願いいたします。14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金では、国民健康保険基盤安定負担金として448万3,000円を増額補正するものです。次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金では、福祉医療費助成事務費補助金で2万3,000円、重度心身障害老人等医療費補助金で61万7,000円をそれぞれ増額補正するものです。

次に、15ページをお願いいたします。15款財産収入、2項財産売払収入、1目1節物品売払収入では、リサイクル物品売り払い増に伴い、287万8,000円を増額補正するものです。

続きまして、16ページをお願いいたします。19款諸収入、3項雑入、3目1節過年度収入では、平成22年度分の県医療費の医療費関係の補助金分が確定になったことに伴い、県から追加交付される差額の151万5,000円を増額補正するものです。次に、4目2節の雑入では、日本容器包装リサイクル協会拠出金として34万5,000円の収入が見込まれるため、増額補正するものです。

以上で、保健福祉部、市民生活部に関係いたします補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 それでは、議第14号の平成23年度一般会計補正予算について、若干の質疑を行ってまいりたいと思います。

事項別明細書の18ページであります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の20節の扶助費、住宅手当緊急特別措置事業給付費が380万円減額をされております。これは当初予算が514万8,000円を見込んでいたわけです。これは昨今の経済情勢の中、本当にリストラ等が進み、職を失う人たちが出てきて、やはり収入そのものが大きく減り、本当に人が生きていく上で必要な住宅の確保というのが正味の問題になってきた中で、国の施策として打ち出されてきたものであって、その恩恵を受ける人はたくさんの方いはると思ってしていただくわけでありまして、当初予算からすれば大幅な減額になっております。当初予算ではどのように見込み、どのような理由でこのような最終と言える補正予算で減額をしなければならない、そういう状況になったか、お伺いをしておきたいと思っております。

何点いけますか。

吉村委員長 3点。

白石副委員長 3点いけますか。

次に、5目の老人福祉費、13節委託料、介護保険システム改修委託料294万5,000円であり  
ます。これはご承知のように、介護保険の第5期事業計画の実施に伴って、その介護保険シ  
ステムを改修していくということで、これは国が2分の1、147万2,000円の支出をしている  
ものであります。こういうシステム改修委託事務がこの平成23年度の年度内で、これは完成  
し、スムーズに支払いも終わり、システムの稼働ができるのか、その点、当局としての事務  
事業の問題あるいは財政当局としての会計処理の問題、どのようにお考えになっているか、  
お伺いをしておきたいと、このように思います。

それから、19ページの2項児童福祉費の1目児童福祉総務費、扶助費の母子家庭等自立支  
援給付費、減額の38万2,000円ではありますが、減額の理由についてお伺いをしておきたいと  
思います。

とりあえず3点お願いいたします。

吉村委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川です。よろしくお願いいいたします。

住宅手当の減額につきましては、平成22年度での実績で単身2、複数8の計10世帯により、  
平成23年度は更なる景気の悪化を見込み、大幅な増加を見込んでおりまして、単身7、複数  
7の計14世帯の予算を組んでおりました。景気の最も悪い状態であるリーマンショック以降  
からの景気対策による若干の持ち直しにより、現在、単身1、複数7、計8の申請件数とい  
うことで、昨年とあまり変わりませんが、収入増加による給付の中止などにより、長期支給  
期間が減少したために380万円の減額を補正させていただいております。

以上です。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしくお願いたします。

介護保険システム改修でございますけども、これは法改正によるプログラムの改修でござ  
いまして、新規サービス、介護報酬改定、保険料負担段階、第3段階の細分化などに対応す  
るためのプログラム改修でございます。パッケージによるものでございまして、年度内の改  
修は可能と考えております。

吉村委員長 山岡課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。

児童福祉総務費の母子家庭等自立支援給付費38万2,000円の減額の理由でございますが、  
当初予算では教育訓練給付金で10万円、高等技能訓練給付金で14万1,000円の12カ月の2人  
分を計上しておりました。それが教育訓練給付金の支給申請がなかったための減額が10万円  
と、高等技能訓練給付費、当初2人分でしたおりましたうち1人分につきましては3年目と  
いうことで12カ月お支払いさせていただきましたが、もう1人につきましては6月に申請が  
あったために、6月からの10カ月分を支給いたします。そのための2カ月分の28万2,000円、  
合計38万2,000円の減額でございます。

白石副委員長 それぞれ課長の方からご答弁をいただきました。

住宅手当の件であります。国がやはり現下の経済情勢の中で雇用悪化が進み、国民所得の

低下が見込まれるなかで、こういう施策を打ち出した。私は当初から施策としてはこれは当然必要なものであるというふうに思いましたし、この事業を本当にそういう目的に照らして実施をしていくということになれば、本当に葛城市の、とりわけ勤労者を中心にした世帯の実態を把握する手立て、もちろんハローワークとの連携は当然でありますけれども、この点は非常に心配をしていたわけでありまして、結果として制度の趣旨が十分に生かされ、効果が上がったかということ、やはり疑問を持たざるを得ないというふうに思うわけでありまして。さらに、こういう事業がどうなのかというのは、私は把握をしておりませんが、この1年間の中で私自身についても2件の相談がありました。そういうことから、たくさんの方が対象者がいはるといふふうに思いますので、今後の教訓にしていきたい、このように思います。

それから、介護保険システム改修委託料の問題です。課長はパッケージであり、可能と考える、このように言われました。私はどういうことで可能と言えるのか。この議案が可決されるのは3月の28日の最終日です。ここからその事務手続きが始まるんですね。これは当然、市の負担もあります、ね。手続を踏んで、支出負担行為の手続等をしていかなきゃならぬ、発注をしていかなきゃならない。だれだって当然のこととして考えるわけです。28日に可決して28、29、30、31、これだけでできるのか。こんな子どもだましみたいなことを言われたって困る。正直に言ってほしい。これは国がやってることですから。私はこのことについて課長を責めたり、部長を責めたり、市長を責めたりするものではありません。こういう理不尽なことに対して、やはりきちっとした自治体としての意志を持っていただきたいという意味で言ってるんですね。だから、そういう28日に議決されて初めて、支出負担行為を始め、そのお金を使う事務が始まるんです。発注も始まるんです。もう発注してるんですか。当然しないですよ。まあ、正直に言っていただきたい。もう一つ、これは当然、市の判断ではないというふうに思うんです。ね、どこに相談をされてこういう措置をされたか、その点も明らかにしていただきたい。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 電算システムの共有化が進められておまして、葛城市のほか6市町で進められております。この6市町ともどもこの法改正によるプログラム改修というのは、どこの市町もこの改修は行うことをごさいます、その中で6市町合わせて足並みそろえてこの改修に、この補正予算化もしているというような状況でございます。ですので、パッケージというのはどこの市町も同じ内容をごさいます、その分が葛城市の場合は28日に議決があった後にパッケージの提供を受けるということでございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 で、このことについては、現下としてはもう全く疑問なしに平成23年度の予算で執行できるというふうに判断されたんですか。何の疑問もなしにそうされたんですか。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 電算システムの共有化によりまず業者が決まっておりますので、その中で共同でこのシステム改修については進んでいるような状況です。ただ、各市ごとの3段階の細分化

とかというような部分については、パラメーター等で対処するというようなことですので、パッケージとして単価に提供いただくということです。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 うん。言わんとすることはわかるわけですが、やはり、これは共同化システムとはまた違うわけですからね。新たに発注するわけでしょう。そうしたら、発注の手続はどないするんですか。しないんですか。もう、そもそも、共同化システムを発注の中に含まれているんですか。

吉村委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 共同化システムということで、本来は6市町で共同で取り組むべきことで、例えば6市町とも議会の日程とか、7市町でございますけども、ありますけども、本来は負担金というような形のものでございますけども、県を通じての補助という形で委託料という予算という形で組ませてもらったような形で、事務手続等内で既にある程度パッケージということで、システムづくりについては構築が共有化されたもので、業者につきましても1社ということで進んでいると、準備段階については進んでいるというようなものでございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 どこに、まあまあそれは7市町で相談をして、平成23年度の中で国の予算が執行されると、交付されると。それに合わせて平成23年度で実施をしようと、こういうことになったんですね。これは別に県に問い合わせたとか、国にどうしたらいいかというようなことは何ら問い合わせをせずに、7市町の判断でやったということだというふうに受けとめておきます。私はとてもこのシステム委託の発注が4日間できるとは思いません。会計年度独立の原則、地方自治法に定められた規定に基づいてね、やはりこの会計年度はいろんな理由によって繰り越せる制度があるわけですね、この場合でしたら、繰越明許費という形で私はできるというふうに思うんです。委員会、我々議員としての立場からすれば、とてもすんなりしゃあないなということではいけない。ね、補助金の交付に合わせてそういう会計処置を、会計処理というかな、手続を進めていくということだというふうに思います。このことをもって私は反対するわけじゃありませんけれども、この間ずっと国や県が補助金の交付これが、介護保険は一定やむを得ない部分がありますけれども、もう年度末になって広報し、乱暴にその年度内で予算措置をなささい。結局は繰り越されるわけですね。そういう事例がたくさんあるわけで、最初から明許繰越をしてくる分がある、これはこれで私はちゃんとした法に基づく手続き踏んでいるわけですから、やむを得ない、当然だというふうに思うんですけど、そのように私たちは法や条例や規定に基づいて仕事をするし、そのことに対してチェックをし、どう言うんですか、市民に説明できるようなことでなきゃならないというふうに思いますので、このことに対するこの見解の違いはあるかもわかりませんが、私はこのことを強調しておきたいというふうに思います。

一旦置いて。

吉村委員長 はい。

ほかに質疑はありませんか。

何か。どうぞ。

門口長寿福祉課長 この事業は厚生労働省の平成23年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業実施要項に基づき、市町村が実施するシステム改修経費の2分の1を介護保険事業費補助金交付要綱により補助されるものでございまして、県の方に問い合わせますと、あくまで平成23年度に実施するシステム改修が補助金交付の対象となる事業ということでございまして、繰り越して交付はしないというような……。

(発言する者あり)

吉村委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 これは本来、共同システム化ということで、負担金化というようなことで、当初しましてんけども、今の課長の説明のようにシステム改良事業実施要項ということで、補助金2分の1というようなことで、委託料として県の方に補助申請して23年度内の実施ということで、いわゆる補助対象ということで、他の市町村とも足並みそろえてということをやったものでございます。申しわけございません。本来、単費でやるものでございましたけども。

吉村委員長 白石副委員長。

白石副委員長 改めて部長、課長の方からご答弁をいただきました。その答弁であらかたの中身が理解をできたわけでありまして。しかし、私としては平成23年度で予算措置をしても、これは明許繰越という形で次年度にやはり繰り越していくという手続きがいいのではないかと、よりいいのではないかとこのように思います。

以上です。

吉村委員長 川西委員どうぞ。

川西委員 そしたら、少し2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

20ページにあります4款の衛生費、その予防費の中にあります子宮頸がん等予防接種委託料2,400万円の減額。この件と、21ページにあります衛生費の中の塵芥処理費の資源ごみ分別委託料2,800万円の減額。大変大きな金額が減額になっているんですけども、この理由についてお聞きしたいと思います。

吉村委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

先ほど川西委員の質問で、予防費の子宮頸がん等予防接種委託料2,400万円の減額の内容でございますが、子宮頸がん等につきましては子宮頸がん予防ワクチンとヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの3種類の接種でございます。子宮頸がんワクチンにつきましては、平成23年度2月から実施しております。それをもちまして、ヒブ肺炎球菌につきましても事故等の事例がありました。そのために、子宮頸がんワクチンにつきましては当初予算は中1から中3という形で予算をとっておりましたが、平成23年度に入りまして、高1の方も対象とするという形で658人の対象者に通知をさせていただきます。今現在、子宮頸がんワクチンにつきましては1月末現在で391人の接種者がございます。当初につきましては366人ですけども、対象者が高1にふえたことによりまして、子宮頸がんワクチンについては25人ほどの増となっておりますが、ヒブ肺炎球菌ワクチンにつきましてはヒブワクチンの接種率は今現在では

18%の接種率でございます。肺炎球菌ワクチンにつきましては21%の接種率でございます。その低い理由といたしましては、2月に同時接種を開始いたしまして死亡例が全国で10件程度ございました。因果関係はないと言われておりますが、お母様方、親の方々に対しましてはちょっと不安がありまして、接種を控えた経緯もございます。それと、2カ月から7カ月児におきましてBCG、ポリオ、3種混合等の接種を多く打たなければなりません。そのために、任意でありますヒブ肺炎球菌ワクチンの接種がいろいろ重なっておって、接種を見合わせる人がおられたというのが原因でございます。ヒブワクチンにつきましては約1,400万円の減となっております。肺炎球菌ワクチンにつきましては1,100万円の減額となっております。その中の子宮頸がんにつきましては90万円ないし100万円程度の増となっております。差し引き合計2,400万円の減額となりました。

以上でございます。

吉村委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 委員長、済みません。新庄クリーンセンターの増井でございます。

川西委員のご質問にあります資源ごみ等の分別処理費でございますが、これにつきまして従前から10月より収集の体制、そして委託業者の処理の形態が変わりましたことによりまして、9月補正をさせていただいたところでございますが、9月補正においてはその数量等の見込みを通常の年間の半分、2分の1ということで見込みを立てて委託料等を計算させていただいたところでございますが、実際に10月から今2月までの数字を見ますと、かなり量的に資源ごみ、特に缶、瓶ですね、ペットボトルにおきましても数量の落ち込みということに伴いまして、処理委託料が減額というところになってきております。それに伴いまして、新庄クリーンセンターにおきましては1,200万円の減を上げさせていただきました。また、當麻クリーンにおいても同様の結果、1,600万円の減額ということで、9月の補正時における数字の見込みの誤りということで大きな減額になったということで、ご了承をお願いしたいと思います。

吉村委員長 よろしいですか。

川西委員。

川西委員 各担当部からご答弁をいただきました。ありがとうございます。

一番気になりますのはヒブワクチン。子どもさんの件ですけれども、それと肺炎球菌ですね、死亡例があったということで、かなり低いというふうなことのご答弁があったように思います。ぜひひとつ、この辺、因果関係はないというようなお言葉、お話しでしたすけれども、やはり前もって予防接種を受けておくというのは非常に大事なことだと思いますので、どうかひとつまたしっかりと意見を諮っていただきたい、このように思います。

それと、ごみの分別処理料の減に関しましては、かなり数量的に減ったということが非常に気になっているんですけれども、先ほどの廃棄物処理及び清掃に関する条例ということもできましたので、その点の部分とはあまり関係ないですか。もう一度伺いいたします。

吉村委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 お答えさせていただきます。



先ほどの条例制定に伴います主な趣旨は、古紙類、新聞紙等の抜き取りに関する条例の制定でございます、一部アルミ缶もあるのかもわからないわけですが、この資源ごみ等の減額に係る分につきましては缶、瓶、ペットボトルの処理処分に関する費用でございます。先ほども申し上げましたように、9月時点での補正時におきまして、10月からの処理委託先等が変わるということにおいて、数量の見込みというのが年間実績、今までの過去の実績に基づく2分の1を想定しておったわけですが、実際に10月以降2月までの収集実績を見ますと、かなり数量的に減ってきておる、それが抜き取りにあるのかと言うたら、それだけでもなしに、アルミ缶におきましては今現在、集団回収で子ども会、自治会でアルミ缶の方は値段がいいもんです、独自にそういう集団回収に回っておる部分もありまして、市が直接収集しておる部分について減っておる可能性もありますが、昨年までの数字と見ますと、実績といたしましてはペットボトルにしても缶、瓶にしても数量が減っておると。だから、数量が減ったことに伴いますキロ当たりの処理委託の契約をさせていただいておりますので、当然、持ち込む量が減ると、処理の委託料を支払う分が減るということで、9月の補正時に見込んだ数字よりかは実績といたしましては減ってきておりますので、3月の決算見込みの数字から見ますと、新庄分で1,200万円ほど余ってくるということで減額をさせていただいたというところでございます。

吉村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 引き続いて質疑をさせていただきます。

次に19ページであります。2項児童福祉費、2目の児童措置費の19節負担金補助及び交付金の2歳未満児保育事業補助金100万5,000円が減額されております。これは当初予算でも100万5,000円で皆減という形になっているわけですが、どのような理由によるものかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、21ページですね、21ページの清掃総務費2目の塵芥処理費ですね。21ページになりますけれども、13節委託料ですね、これの一般廃棄物焼却処理委託料640万円の減額補正になっております。これは例年こういうことは焼却炉が突発的に故障してということになった場合、近隣の市町村の焼却炉へ持ち込んで処理をしていただくというときなどに出てくる経費でありますけれども、これについては補正の第4号において、とりわけ新庄クリーンセンターでは10月から當麻クリーンセンターが解体にかかるということで、當麻クリーンセンターの範囲でありますごみを新庄クリーンセンターで焼却処分するというので、滞りなく進めるということで、定期保守という形で増額補正をされたところであります。それが16トンの8日間、トン当たり1万5,000円ということで積算されていたというふうに思うわけですが、これは960万円の予算があったんですかね、その640万円が減額ということになるんでしょうか。ちょっと確認をしていただきたいというふうに思うんですが、これは単なる見込み違いであったのか、あるいは定期保守が思ったよりもスムーズに進んで、どういうんですか、期間が短縮をし、削減という成果となったのか、この点を確認しておきたいとい

うふうに思います。

吉村委員長 山岡課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。

ただいまの白石委員のご質問によります2歳未満児保育事業補助金100万5,000円の減額の理由でございますが、これは県の補助事業の廃止によるものでございまして、県が平成23年に保育事業の見直しをされ、障がい児の受け入れを促進し、担当保育士の増員配置による手厚いケアを実施する保育所に対してする障がい児保育事業に重点を置くということから、2歳未満児保育事業が廃止されました。この分につきましては、県から園長会議で説明済みであり、市からも各園長に了解を得ております。そのための全額の100万5,000円の減額でございます。

吉村委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 クリーンセンターの増井でございます。

先ほどの白石委員のご質問でございますが、一般ごみ、一般廃棄物焼却処理委託料につきましては、白石委員がおっしゃっていただきましたとおり、炉の改修工事等、緊急に伴う場合における近隣市町村へのごみの排出に伴う焼却の処理委託料でございます。これにつきましては当初、新庄クリーンセンターにおきまして16トンの40日分の合計640トンの1万5,000円ということで、960万円の予算を計上させていただいておりました。しかしながら、今年度5月、9月、2月という形で改修工事、24時間の運転に耐えられるよう改修工事を行って、その期間を少し余計目に見ておったわけですが、通常ぐらいの2週間の工期という形で終わることができました。よって、当初見ておった40日が大幅に日数が減りましたので、それに伴います排出が量的にも日数的にも減りましたので、640万円を今回、新庄クリーンセンター分として減額をさせていただいたところでございます。先ほど、4号補正で12月に當麻クリーンセンターで上げていただいた分につきましては、この2月に改修工事に伴いまして、8日間の大和高田市への持ち出しをさせていただいた分は當麻クリーンセンター分ということで、ちょっと予算上は1本になっているんですが、持ち分としては新庄、當麻という中で分かれておりましたので、その12月補正分につきましてはこの2月に當麻分の方で執行をいたしますので、今回の補正には上がっておりません。私の方の新庄クリーンの当初予算での残を今回、減額補正ということで上げさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

白石副委員長 2歳未満児の保育事業補助金という形で、長年本当に保護者の保育要望に対して、県はそれにこたえて実施をされてきた。それが県の方針転換によって、事業そのものがなくなったと、そういう補助がなくなったわけですね、これは保護者の負担になるわけですよ。

吉村委員長 山岡課長。

山岡子育て福祉課長 ただいまの白石委員の質問でございますが、2歳未満児保育事業の補助金がなくなったことによって保護者の負担がふえるかといいますと、保護者の負担はふえない、変わりはないわけです。そもそも2歳未満児保育事業というのは、国の基準では1歳児は6対1でしていたものを、県が1歳児5人に対して1人の保育士を配置した場合に、それに係る

費用の2分の1を補助するものでありまして、保護者には何ら負担の変更はございません。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ということは、その事業者というか、保育所にはその分の負担は、何対何ぼというのは変わらないわけやな。

吉村委員長 山岡課長。

山岡子育て福祉課長 今ね、補助金のあるときについては5対1の保育もしていただいてましたが、6対1の配置による保育に変わっております。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 課長の答弁で、どういう内容かというのがあります。5対1が維持されているわけではない。やはり6対1に、保育条件からすれば、やはり後退をしている。これはやはり費用負担が当然人件費として保育所に係るわけですから、当然の話だと思います。それが回り回って、こんな保育料や運営費で賄えるというふうには思いますけれども、そういう問題が出てきたというふうに思います。私が聞きたかったことは、長年続けてきたこういう事業を、県そのものが方針転換をした場合に、そういう事業を市独自として継続していく、そういう意図というかね、そういうものはなかったのかと。その辺が1つ聞きたかったことと、それから、保護者や保育園、保育所の負担がふえるんじゃないかという点が心配だったわけがあります。その点で市としては、この事業の転換について今後どうするかということをご検討されたのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

吉村委員長 山岡課長。

山岡子育て福祉課長 市としてこの事業をどうするかということにつきましては、近隣にも問い合わせをさせていただきました。近隣はやはりどこも2歳未満児は廃止するということがあります。ということから、葛城市も廃止させていただいたわけでございます。県の方針に乗りまして、葛城市もやはり発達障害の子どもがふえてきておりますので、その分には力を入れていきたいと思っております。県の補助では、4人以上の障がい児を預かる場合に県の補助の対象になるわけですが、葛城市は市独自で、1人でも預かっている保育園に対しましては、それなりの補助金をつけておりますので、それについては今後も続けていきたいと思っております。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 今の課長の答弁は貴重だというふうに思うんですね。やはり、葛城市独自でその保育の必要性を認識をして、独自の助成をしてということは、これは本当に大事なことだというふうに思うんですね。しかし、この2歳未満児の保育事業については、近隣にも問い合わせたというので、ちょっと自主性に欠けるなというのがありますけれども、そんなに2歳未満児にとって5対1が6対1になっても影響がないという判断をされたということですね。

吉村委員長 山岡課長。

山岡子育て福祉課長 実際にそういう判断でありまして、公立保育所につきましても平成23年からは6対1でやっておりますので、公立としても支障はないです。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 ありがとうございます。よく内容がわかりました。

では、次に歳入の方へいいですか。

吉村委員長 はい。

白石副委員長 歳入の方の15ページ、財産売払収入、あ、これ言うたか。川西委員言わはった。言うてないの。1目の物品売払収入、リサイクル物品売払代金という形で287万8,000円、増額補正になっているんですね。これは当初予算からしたら、152%の成果と言えるのか、当初の見込みが甘かったのかというのがあるわけでありまして、とりわけ當麻のクリーンセンターの方で250万円という増額補正になっているわけでありまして、その中身についてお伺いしておきたいと、そのように思います。

吉村委員長 高橋所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 當麻クリーンセンターの高橋でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの白石委員の質問でございます。物品の売払収入の増でございますが、これにつきましては、年度当初の見込みよりも鉄関係の売り払いがふえてきております。その関係上、250万円、鉄以外にも当初見込みはちょっと下げた状態で見込んでおりました関係上、250万円の増ということになっております。

以上です。

白石副委員長 ということは、鉄の量が多かった、あるいは鉄のキロ当たりの単価が一番いい時期に、どういんですか、売り払ったということなんでしょうか。

吉村委員長 高橋所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 鉄の売り払いにつきましても市外業者に売り払いを依頼しております。一番値段のいいときに売ってもらっていたという実態でございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 量というよりは値段、単価やね。その影響が大きいということでありまして、それにしてもすごいですね。

はい、わかりました。以上であります。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

川西委員。

川西委員 もう一点だけ聞かせてください。子ども手当の件でございます。

19ページの3款民生費の児童措置費の中で、子ども手当費が1億4,000万円の減になっております。この理由についてお伺いをしたいんです。

それと、関連して、13ページにあります国庫支出金の中の民生費国庫負担金の中に、子ども手当、これが減額の1億3,699万2,000円、これの差額の300万8,000円等についてもお願いします。

吉村委員長 山岡課長。

山岡子育て福祉課長 子育て福祉課の山岡でございます。

ただいま川西委員の質問にあります子ども手当の分でございますが、これにつきましてはお手元に配付させていただいておりますA3の表をごらんいただきたいと思います。

子ども手当につきましては、当初、予算では3歳未満を2万円、3歳以上中学生までを一律1万3,000円ということで予算を組んでおりました。それが表にありますように、表の左側ですね、旧子ども手当と書いております分、つなぎ法案によりまして、9月までは全て0歳から中学校修了前の子どもさんにつきましては、1人当たり1カ月1万3,000円になりました。その後、平成23年の10月から今年の3月まで特別措置法によりまして、0歳から3歳までは一律1万5,000円、3歳から小学校修了前の第1子、第2子につきましては1万円、3子以降につきましては1万5,000円、中学生につきましては一律1万円になったわけでございます。これに伴いまして、当初、9億584万4,000円で予算を組んでおりましたが、1億4,000万円を減額いたしまして7億6,500万円の見込みということで、1億4,000万円の減額でございます。

それと、歳入の減でございますが、13ページの子ども手当の国庫負担金の1億3,699万2,000円の減額ということでございますが、これにつきましても、9月までのつなぎ法案と10月以降の特別措置法では国、県、市の負担割合が変わってきております。9月までのつなぎ法案につきましては、0歳から3歳未満の被用者につきましては13分の1が国、県が13分の1、市が13分の1、非被用者につきましては39分の19が国、県が39分の10、市が39分の10ということで、それぞれ変わってきております。

それと、また10月以降の特別措置法につきましても、0歳から3歳未満の金額は1万5,000円なんですけど、そのうちの被用者については国が15分の13、県が15分の1とか市が15分の1で、非被用者につきましても国が9分の5、県が9分の2、市が9分の2。3歳以上小学校修了前の第1子、第2子につきましては国が6分の4、県が6分の1、市が6分の1ということで、第3子以降の1万5,000円につきましては、国が9分の5、県が9分の2、市が9分の2と中学生につきましては全額が国の負担ということでありまして、当初予算との差額の1億3,699万2,000円を減額させていただくというわけでございます。

川西委員 結構です、委員長。

吉村委員長 結構ですか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第14号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 異議なしと認めます。

よって、議第14号の関係部分は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時38分

再 開 午後 1時28分

吉村委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第15号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦市民生活部長 市民生活の松浦でございます。

それでは、ただいま上程いただきました議第15号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億395万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明をさせていただきますので、5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金では、連合会システム負担金として98万4,000円を増額補正するものです。次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金では、一般被保険者療養給付費として5,000万円を増額補正するものです。続きまして、3目一般被保険者療養費、19節負担金補助及び交付金では、一般被保険者療養費として600万円の減額補正をするものです。次に、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金では、一般被保険者高額療養費として600万円を増額補正するものです。続きまして、6ページをお願いいたします。8款、2項、2目保険事業費では19節負担金補助及び交付金では、人間ドック10人分の助成として23万円を増額補正するものです。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。4ページに戻っていただきまして、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分の負担金として1,700万円を増額補正するものです。次に、2項国庫補助金、1目、1節財政調整交付金では、普通調整交付金4,500万円、特別調整交付金98万4,000円をそれぞれ増額補正するものです。続きまして、6款県支出金、2項県補助金、1目、1節県財政調整交付金では、300万円を増額補正するものです。次に、9款繰入金、1項他会計繰入金、1目、1節一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金として682万9,000円を増額補正するものです。続きまして、10款、1項、1目繰越金では、前年度の繰越金として1,890万1,000円を増額補正するものです。

（「言い間違い」の声あり）

松浦市民生活部長 どこですか。

（「3款国庫支出金の普通調整交付金450万、これを4,500万円と言ってるから」の声あり）

松浦市民生活部長 あ、そうですか。済みませんでした。

失礼いたしました。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節財政調整交付金の普通調整交付金450万円の増でございます。

それでは、以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 ただいま松浦部長の方から説明ありました議第15号、平成23年度国民健康保険特別会計補正予算について、若干の質疑をしてみたいと思います。

去年の12月の定例議会において、療養諸費において、退職者被保険者等給付費において3,000万円の増額補正をされました。また、退職者の被保険者高額療養費についても1,600万円という形で増額補正をしたところであります。また、このたび一般被保険者療養給付費が、あるいは高額療養費がそれぞれ5,000万円、600万円と増額補正をされていると。先般の国保運営協議会で、一定の決算の見込みについてご報告をいただきましたが、国保の財政状況が医療費の増高に伴い、厳しい状況になってきているということでもありますけれども、この一般被保険者の療養給付費並びに高額療養費の、これまで12月審まで、どのように推移をされ、今後どの程度の見込みに基づいて5,000万円あるいは600万円の増額をされたか、これが1点。

第2点は、同じく5ページの療養諸費の一般被保険者療養費です。これは、これまで一般被保険者あるいは退職者被保険者の給付費を上回る増高がこの間あったわけですが、初めてだと思うんですが、減額に転じたということなんですが、この点、どのような減額に転じたことについて評価をされているのか、分析をされているのか、お伺いしておきたい、このように思います。

吉村委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいま白石委員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の一般被保険者療養給付費の補正ということで12月審までの見込みと、今後の見込みを、実績と見込みをどう見ているかということでございます。まず、その方からお答えしたいと思います。この一般被保険者療養給付費につきましては、当初予算では月額1億6,500万円、年額19億8,000万円を計上しておりました。10カ月分の実績を見ますと、月額平均が1億6,678万6,000円となっております。月額で178万6,000円高くなっている状況になっております。加えまして、直近の12月審では月額が1億8,365万4,000円と、最高の金額を。

白石副委員長 もう1回、1億。

中嶋保険課長 1億8,365万4,000円と、最高の金額が出ております。そのような実績がございましたので、今後の2カ月分の月額を1億8,300円で見れば決算見込みを算出しました。それによりますと、2億……。

(「300万円や」の声あり)

白石副委員長 1億8,300万円やね。

中嶋保険課長 それによりますと、20億2,706万1,000円が必要だということになりまして、今回、不

足する分5,000万円を補正させていただいたところでございます。

次に、2点目の一般被保険者療養費の600万円の減額についてということでございます。これにつきましては、療養費といいますのはご存じのとおり、事故や急病でやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたときであるとか、市が必要と認めた鍼灸マッサージなどの施術を受けたり、柔道整復師の施術を受けた場合に、先に支払ってもらって、後ほど申請により支払うということになっているものでございます。この予算額で月額450万円を計上し、年額5,400万円を計上しておりました。先ほど白石委員がおっしゃいましたように、過去にかなりの伸びを示しましたので、予算を組む時点ではこのように見ておりました。それが10カ月分の実績で、月額で見ますと、369万1,000円となっております。今後の2カ月分の月額を400万円で見まして、そういう残額の中で600万円を減額させられました。これがなぜこのような状態になってきたかと言いますと、考えられますのは、平成21年度以降、決算等を見ておきますと、年々減額になってきておる状態でございます。それはやはり各保険者において柔道整復等療養費の適正化を図るための内容点検等が進んでいることとかによりまして、そういう不正請求等のことでの周知が行き届いて減額になってきたことと、1つは考えております。あと、そのほかの柔道整復等療養費以外のその他の療養費につきましても、平成21年度はかなり1,000万円ほどの金額があったんですけども、それがここ平成22年、平成23年の決算見込みを見ておきますと、もう大体400万円程度に落ち込んできてますので、そのことも含めてこういう減額の傾向になってきたと考えております。

以上です。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 中嶋課長から本当に詳細にご説明をいただきました。

一般被保険者あるいは退職被保険者、これの療養給付費並びに高額療養費については、本当に高齢化とあわせて非常に増高してきているということで、そのまま本市の国保財政に、最終の補正でありますけれども、あらわれてきているということだというふうに思います。しかし、この間の国保の運協の中では、多分、奈良県内の市町村の中で被保険者1人当たりの医療費は最下位、一番低い額を維持していたというふうに思うんですね。そういう点からしたら、本当に増高の中でも被保険者の方々は本当にみずからの健康を留意されて、本当に本市の国保事業に貢献をしていただいているということを感謝しなきゃならない、このように思っています。一般被保険者療養費については、社会的な問題にもなって、これは市町村を始め国保連合会、医師会等々、診療の内容の精査等が進んだということが1つの大きな原因ではないか、そういう説明があったわけでありましてけれども、この点は適正な対応がされるよう、いわば適正なものが抑制されるようではあきませんし、また、そういう社会問題になった不正がはびこるようでもだめでありますので、今後の傾向をやはり実態とあわせてよく見ていく必要があると、このように思います。

以上であります。

吉村委員長 川西委員。

川西委員 済みません、1点だけお伺いいたしたいと思います。



ページ数6ページにあります保険事業費の中の、人間ドックの助成が10人分23万円上がっております。この理由について少しご説明ください。

吉村委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいま川西委員から人間ドックのことで質問がありましたので、お答えしたいと思います。

この人間ドック助成事業は、葛城市国民健康保険の人間ドック助成要綱に基づきまして、国民健康保険の被保険者に対して費用の一部を助成しているものでございます。病気の早期発見等を目的としたものでございます。今年度の当初予算では230件を対象としまして、435万8,000円を計上しておりました。昨年の平成22年度、平成21年度からの状況からして、やはりそういう5月に一度特定検診等とあわせて人間ドックの案内を行ったり、その後、今年度につきましては1月にまた新たに検診の案内をしたりということで、周知がだんだんと広まってきたことと思っております。それによりまして、現在申し込みというのが235件程度になってきましたので、予算から5件オーバーするというような状態になっておりますので、プラス10人分として23万円の計上をさせていただきました。

以上です。

吉村委員長 川西委員。

川西委員 今の中嶋課長のご説明によりますと、追加はできるというふうに解釈していいんですか。

230件ですね、それが10件分余分に追加をしたということなんですけど。

吉村委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 済みません、予算で230件見ておりましたので、それに合わせて今回10件追加しまして、合計240件になる予算でなる予定です。済みません。

吉村委員長 川西委員。

川西委員 理解できました。非常に予算書を見ていまして、かなり金額が大きく38億円ですか、というような大きな数字になってきております。特に、高齢化も進んできているところから考えますと、こうして早く人間ドックをしっかりと早めに受けて検診をしっかりと、そして早期発見ということがこの医療費の抑制にもつながっていくんじゃないかという私も理解をしておるんですけども、まだまだ少ないですね。この辺がもう少ししっかりと啓発等もやっていただきたいなというふうに思うんですけども、市長にもお尋ねしたいんですが、38億円というこの数字を、やはりこれから先まだまだこれふえていくということも考えられますので、市長自身この国民健康保険のこの分に関してどんなふうに考えていらっしゃるのか、少しお尋ねしたいと思います。

吉村委員長 市長。

山下市長 全体的なことをお尋ねだと思います。先ほど担当者も申し上げましたように、ここ12月から伸びが大きくなってきているということで、来年度予算も少し多めに計上させていただいているというところがございます。おっしゃるように、予防医療の方にしっかりと力を入れていかなければならない。特定検診しかり、人間ドックしかり、また予防接種等しっかりと

啓蒙、啓発をしながら、まず病気にならない、そういうことに傾注をしていけるように、我々も一体となって努力をしてみたいというふうに考えております。

吉村委員長 川西委員。

川西委員 私もめったに医者に行かないんですけども、たまに医者に行きますと、風邪等引いて行きますと、かなりたくさん薬をくれはるんですね。これがどうも引っかかっておるんですけども、この点で何か対策はお考えになっていらっしゃいませんか。

吉村委員長 市長。

山下市長 川西委員の方が前からご提言をいただいておりますジェネリック等、医師会にもご相談をさせていただきながら、葛城市内でもその浸透ができるように、医師会の皆さん方と相談をして進めさせていただければというふうに考えておりますけれども、ただ、こちらの一方的な思いだけではまいりませんので、そのあたり打ち合わせを重ねながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

吉村委員長 川西委員。

川西委員 ぜひそういうこともやっていただきたいと思います。また、それと、やはり健康な方をたくさんするというこの施策もこれからも考えていただきたいと思ひまして、よろしく願いしときます。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第18号、平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松浦部長。

松浦市民生活部長 市民生活の松浦です。

ただいま上程いただきました議第18号、平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをお願いいたします。第1条として歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ2万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,582万3,000円とするものです。

それでは、歳出予算から説明をさせていただきますので、事項別明細書の5ページをお開きいただきたいと思います。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、23節償還金利子及び割引料では、被保険者への保険料の還付として2万3,000円を増額補正するものです。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。4ページに戻っていただきまして、5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目、1節保険料還付金では、還付するための財源として広域連合から拠出されるもので2万3,000円を増額補正するものです。

以上で補正予算の説明は終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

吉村委員長 ただいまご説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第16号、平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 保険福祉部長の吉川でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました議第16号、平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願い申し上げます。平成23年度葛城市の介護保険特別会計補正予算(第3号)の歳入歳出予算の補正でございますが、第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,499万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,972万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出より説明いたします。6ページをお願い申し上げます。それでは、6ページの歳出からご説明させていただきます。2款保険給付費、1項給付諸費の1目の介護サービス等諸費

で6,230万2,000円の減額で、15億2,850万円となります。負担金補助及び交付金で居宅サービス給付費7,930万2,000円の減。地域密着型介護サービス給付費800万円の減。施設介護サービス給付費では2,800万円の追加。居宅サービス計画給付費で300万円の減。合わせて6,230万2,000円の減でございます。2目の介護予防サービス等諸費では975万円の減で、1億4,415万円となります。負担金補助及び交付金で介護予防サービス給付費785万円の減。地域密着型介護サービス予防サービス給付費で390万円の減。介護予防サービス計画給付費では200万円の追加で、合わせて975万円の減でございます。次に、2款保険給付費、4項特定入所者介護サービス等費の1目の特定入所者介護サービス等費では、700万円の追加で7,820万円となります。負担金補助及び交付金で特定入所者介護サービス費でございます。次に、4款基金積立金、1項基金費の1目の介護給付費準備基金積立金では、6万円の追加で1,768万5,000円となります。

次に、続きまして歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして、4ページをお願い申し上げます。歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料で49万3,000円の減で、3億7,880万2,000円となります。現年度分特別徴収保険料で757万円の追加。現年度分普通徴収保険料では941万3,000円の減。滞納繰越分保険料におきましては135万円の追加でございます。次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金の1目の介護給付費負担金では1,636万6,000円の減で、3億1,779万4,000円となります。現年度分でございます。次の3款国庫支出金、2項国庫支出金の1目の調整交付金では685万4,000円の減で、6,766万8,000円となります。同じく現年度分でございます。次に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金では3,122万7,000円の減で、5億2,649万8,000円となります。同じく現年度分でございます。次の5款県支出金、1項県負担金の1目の介護給付費負担金では491万円の減で、2億6,515万円となります。同じく現年度分でございます。次のページをめくっていただきまして、6款財産収入、1項財産運用収入の1目利子及び配当金では、6万円の追加で56万6,000円となります。介護給付費準備基金利子収入でございます。次の7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金では、854万3,000円の減で2億2,383万8,000円となります。現年度分でございます。次の9款諸収入、3項雑入、第1目の第三者納付金におきましては328万2,000円の追加で、330万2,000円となります。第三者納付金でございます。

以上、簡単でございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

副委員長。

白石副委員長 改めまして、議第16号の平成23年度介護保険特別会計予算について、質疑をさせていただきます。

事項別明細書の6ページ、保険給付費の1目介護サービス等諸費についてであります。その19節負担金補助及び交付金のうち、居宅介護サービス給付費7,930万2,000円が減額補正をされております。この内訳についてお伺いをするとともに、当初見込みと比較してどの程度

になっているか、お伺いをしておきたい、このように思います。

同じく、給付諸費の2目の介護予防サービス等諸費ですね。19節負担金補助及び交付金のうち、地域密着型介護予防サービス給付費、これが390万円の減額補正になっております。どのような内容において減額ということになったのか、この点お伺いをしておきたい、このように思います。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしくお願いいいたします。

ただいまの白石委員の質問にお答えいたします。

まず、居宅介護サービス給付費の7,930万2,000円の減でございますが、これにつきましては、大きなものとしたしまして訪問介護サービス、ホームヘルプサービスでございますが、これは年間6万9,800回というような利用見込みを見込んで、当初予算化したものでございますが、平成23年度の利用実績見込みが5万500回と、極端に少ない回数にとどまることが主な要因でございます。ほかに計画値よりも下がっておりますのが、訪問入浴介護が計画値の73.1%の利用見込みにとどまる見込みです。その2点が主な原因で、今回の減額補正とさせていただきます。それから、介護予防サービスの方の地域密着型介護予防サービス給付費390万円の減でございますが、これは平成22年度に年間5人の利用実績がありました。そのことに伴いまして、平成23年度予算計上したわけでございますが、今年度利用実績がないため、減額したものでございます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 このような結果が第5期の介護保険事業計画に反映されているものと、このように思いますけれども、課長の答弁のように、訪問介護サービスが当初と言われましたけれども、当初ということは、第4期事業計画において措置されたものが大幅に5万500回という在宅サービスのかなめをなすサービスが、本当にこれはどういう原因があるのかというのは私はつぶさにわかりませんけれども、大幅な減少になっていると。これで本当に住みなれた地域で家族や近隣の人たちに支えられて老後を過ごせる、これが介護保険の中心的な目標でありますけれども、そういう事業のかなめをなすホームヘルプサービス自身がこういう状況にあるということは、第5期利用計画の策定に当たってニーズ調査等をやってきたわけでありまして、やはりこの事業の内容そのものを分析をして、本当に使いやすいものになっているのかと。これは本当に分析していただきたいというふうに思うんですね。政府は一貫として、厚労省は一貫として、その認定制度そのものの見直し等によって抑制政策をとってきました。いろいろ問題があって、国は一定の修正をしてきたけれども、やはりこれまでサービスが受けられている人が受けられなくなった、あるいは回数が、介護度が下がって減ったということもあるんですね。全くニーズに合わないものになっているのか、あるいはそういう政策的な抑制によってこういう傾向になっているのか、ここをきちっと分析していただきたいというふうに思うんですね。もちろん、第5期の計画において改めてまた議論をしていかなければならないというふうに思いますが、この点、この本委員会において1つの課題として提起しておきたい、このように思います。地域密着型介護予防サービス給付費、これはいわゆ

る葛城市で、自前でまあまあ実施をしている事業ということでありましてけれども、これが全く結果として見込みも大きく下回ったという結果になったわけですね、やっぱりサービスそのものの内容をきちっと分析をして、本当に、先ほどから言っていますけれども、住みなれた地域で自立した生活を支える、とりわけどういふんですか、そういう役割を地元のニーズに応じて保険者がやっていくという、そういうメリットを活かせる取り組みをしていただきたい、このことも述べておきたいというふうに思います。答弁はもちろん要りません。

歳入に入ってよろしいでしょうか。

吉村委員長 どうぞ。

白石副委員長 歳入に1点だけ伺いをしておきたい。

事項別明細書の4ページの1款保険料、1目第1号被保険者保険料のうち、2節の減免分普通徴収保険料、これが941万3,000円と減額補正されております。これはご承知のように、多分、年金収入が中心だと思っておりますが、月額1万5,000円、年額18万円の収入がある、そういう方が対象で、これは葛城市保険者が責任をもって徴収をするという被保険者の方々であります。調定額に対して平成23年度の普通徴収保険料の徴収率はどの程度になるか、伺いをしておきたいと思っております。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 普通徴収の徴収率でございますが、今現在、3月1日現在でございますけれども、これは第8期の分が入っておりませんが、現在、80.46%の徴収率でございます。平成23年度の見込みといたしましては、例年同様85から86%の間になるだろうと見込まれます。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 少し課長の言葉の中から平成21、平成22年度と大体同程度の収納率になる予定だというふうに聞こえたんですが、そのように認識してよろしいのでしょうか。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 過去の実績でございますが、平成21年度の普通徴収の収納率は85.82%、それから、平成22年度は85.35%で推移しております。今年度につきましてはこの前年度85.35は上回る見込みであるというふうに思っています。

吉村委員長 副委員長。

白石副委員長 この第4期事業計画の中で、徴収率が普通徴収の方で85%台という本当に低い水準にとどまっています。そんな中で、滞納繰越分の保険料が135万円徴収をされているわけですね、なかなか月額1万5,000円の収入の方、これ本当に大体基準月額、これは0.5ぐらいですか、この方たちですね。基準月額が4,100円ですから、月々簡単なんですよ、単純な計算で2,050円の保険料が徴収される。これに国保料あるいは75歳の人たちは後期高齢者の医療の保険料を払わなきゃならない。これらの人たちはこの収入で判断をされるんじゃないですね。同居の家族の収入所得によってこの保険料が決まってくるという、本当にこの補正予算を見ても、大変厳しい状態に置かれているなということがわかるわけで、こういうことが本当に第5期事業計画において、収入所得によって、この介護サービスが、サービスは受けられるにしても、サービスの抑制等々につながらないようにしていかなきゃならないと、こういうふうに

思うわけであります。この点はその予算審査等の議論に譲っていきたい、このように思います。

以上で終わります。

吉村委員長 ほかに質疑はないですか。

川西委員。

川西委員 戻って申しわけないんですけども、6ページの歳出の中の介護サービス予防諸費の中の負担金及び交付金の中にあります介護予防サービス計画給付費が200万円増になっていますね。それともう1点、その下の特定入所者介護サービス等の中の特定入居者介護サービス費が700万円の増になっています。この2点についてお聞きしたいと思います。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの川西委員のご質問にお答えいたします。

介護予防サービス計画給付費の200万円の増でございますが、これは第4期の計画値の見込み数におきまして、利用の計画値が年間2,678人というような計画でございましたが、年間3,250人というような利用実績が見込まれるため、増の補正をさせていただきました。なお、この要支援認定者というのが第4期の計画値よりもふえております。その関係もありまして増となっております。

それから、特定入所者介護サービス費の700万円の増額でございますが、これにつきましては計画値見込みが月額590万円というような積算をしておったわけなんですけども、月額650万円の利用実績見込みとなるため、増額となりました。また、この負担限度額の認定者につきましては、平成24年1月末で281人と前年の同時期の認定者数246人よりもふえております。その関係もありまして増額となっております。

吉村委員長 川西委員。

川西委員 詳しくご説明いただきまして、ありがとうございます。

どちらにしましても、かなりこの利用者がふえてきているというようなことが言えると思います。こういったことで、介護保険全体のことになると思うんですけども、まだまだこの制度とか利用する条件、いろんな細かいことをご存じない方もたくさんいらっしゃるんじゃないかということが思えて仕方がないんですが、今度、地元の方で何か27日の日に役所から来ていただいて出前講座的なことをやられるということもお聞きをしておりますけども、こういったことをもっと各地域で広げて、もう少し介護保険はこうなんですよ、こういう状況なんですよということも示せれるようなお考えはありますか。出前講座的なことをやられるということは、お考えがありますでしょうか。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 第5期の介護保険事業計画書の中にもそのようなこと、出前講座をこれから進めていきたいというふうなこともうたっております。

川西委員 介護保険はあくまでも自宅で介護していただくということが基本になっていると思うんですけども、こういったことが一番大事なことから、そのためにもひとつしっかりと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

吉村委員長 ほかに質疑は。

副委員長。

白石副委員長 川西委員の質疑に関連して、その評価の問題について若干触れておかなきゃならないというふうに思います。

介護予防サービス計画給付費が200万円ふえているということは、これは当然、被保険者そのものの増高とあわせて、やはり介護を受けるまでもないけれども、サービスを受けるまでもないけれども、認定というかそういう手順を踏んでおこうかという人たちがあって、そういう方がどういうサービスを受けられるのかという形で、そういう人がふえているということではないのかというように思うんですが、その点のその評価の中身、これ何でふえているんやというところの中身ですね。被保険者がふえた、それに比例してふえているのか。そうじゃなくて、こういうサービスは、介護予防サービス計画給付費はふえているけれども、実際にサービス、具体的な居宅介護サービス等々は減ってるわけですから、それはどういうふうに解釈をしているのか、そういうところもきちっと見てもらわなきゃならないというふうに思うんですね。

一方、川西委員が指摘されたように、特定入所者介護サービス費が700万円ふえている。やはり低所得の人たちのこの行く先が、そもそも、家族の構成にもよるんでしょうけど、ふえてきている。家族や地域では支えきれなく、やっぱりなってきたというのが出ているんじゃないか。この点私の評価が間違っていたら、この点が違いますという点でご説明いただければ、ありがたいというふうに思うんです。よろしくお願いします。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 まず、1点目の介護予防サービス計画給付費の増でございますけども、これにつきましては、要支援と認定された方が、一応平成23年度の予測値としては490人程度を見込んでいたわけなんですけども、20人ほどふえて510人の方が平成23年の10月末現在ですけども、ふえているということでございます。それから、介護予防サービス全体を見ましても、予防サービスの方は軒並みふえております。この平成23年度の当初予算につきましても、計画値より約3,000万円ほど上乗せした額で予算を組ませていただきました。そういう加減で介護予防サービス全体としてはふえておるのが現状です。

それからもう1点、特定入所者でございますが、先ほど、平成24年1月末で281人というような人数を申し上げました。この利用者負担の段階が3段階に分かれております。第1段階は生活保護受給者ということになるわけなんですけども、これは前年とほぼ同数の12名おられます。それから第2段階は、世帯全員が非課税で、かつ本人の課税年金収入プラス合計所得金額が80万円以下の方、この方が215名と、前年よりも20人ほどふえております。それから、第3段階は世帯全員が市民税非課税で、かつ第2段階に非該当、つまり80万円を超える形ですね。この方が54名です。というような内容になっており、ふえているということでございます。

吉村委員長 よろしいですか。



白石副委員長 はい。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 これ、予算関係ないねんけど。施設入所の今、どんだけ待機いうか、そっちへ連絡入ったのかどうか知らんけども、なかなか入れへん人というの、施設入所やから、特養もあれば保健もあるわな。せやから、そんなんは勝手に今これ介護サービス、介護保険のスタートはもうそういう意味でいろんなところを選べるということ、措置と違うわけやから、その辺はあんまり把握してないことになるの。把握しているの、そこ。何人ぐらいいやはるの。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 毎年、県の方で調査いたしておるわけなんですけども、これは昨年7月ぐらいの数字で申しわけないんですが、当麻園で68名、新庄園で67名、それから、その他市内の施設で83名ということでございます。もちろんダブルって申し込みされておる方もおられますので、延べという人数でお願いしたいと思います。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 そんなん、施設の待機はわかるけれども、そこらは、そしたら、つかんでないということやな、葛城市でどんな人、どの人がどういうふうに出したはるか、ほいで、今入れへんで、ちょっと待機者として葛城にどんだけいやはるかというようなことはつかんでないということやな。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 先ほども言いましたように、県の方の調べでしかつかんでないんですけども、在宅の待機者というのは170名、葛城市で170名ということになっております。

吉村委員長 はい。西川委員。

西川委員 在宅の待機者が、葛城市で170名。

(発言する者あり)

吉村委員長 岡補佐。

岡 長寿福祉課長補佐 長寿福祉課の岡です。

先ほどの課長の続きなんですけども、一応、在宅で待機者が170名というので、中で在宅でサービス、デイサービスとか、ショートステイとかを使ってる方が123名。老健、近くでしたら、かつらぎとかそういう老健の施設に入られている方が34名。療養型に入られている方が2名。グループホームに入られている方が8名。特定施設の方に入られている方が3名ということで把握させていただいています。

(発言する者あり)

岡 長寿福祉課長補佐 そうです、待機者という形で。入るまでに待たれている方がそういうサービスなり、老健なりに入られて空きを待たれているという形で把握させてもらっています。

西川委員 それ170。

岡 長寿福祉課長補佐 足して170名です。

西川委員 純粹にそういうことなの。というのは、届出してはるよと、それが1人の人が施設はいる

いろとあるけれども、純粹にその人が出してはんねんな。

岡 長寿福祉課長補佐 はい、そうです。

西川委員 そのときには、これ、介護サービスになってんから、措置制度と違うようになってんから、自治体そのものはあんまりタッチせんようになったわな、そういう自分らでやるわけやから。せやけども、実際のところはやっぱり実態を把握をするように努めたってくれてんのかなと。というのは、皆議員の方々それぞれ経験あると思うけれども、やっぱり難儀していたら、ちょっと入りたいねん、こうや、どこかっていうふうなことが実際にそれぞれの議員さんそれぞれ経験したはると思う。どっかへ頼んで欲しい、どこかあらへんかというふうなことを、それはまあ、あればそのように皆それぞれ自分のいろんな情報網の中でやっているけれども、その実態をただ単に介護サービスというふうな形になったから、そこら辺、実際のところきちっとつかむようなことをしてんのかどうかということ。例えば紹介したり、問い合わせたりしながら、そういうことまでしたってんのかな。そこら、どうなってんねやる。

吉村委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 包括支援センターにケアマネージャーがおりますので、そのケアマネージャーに相談があった場合はケアマネージャーがそれぞれの相談に乗っていると。そのほかで要介護を受けた方というのは、各事業所のケアマネージャーが面倒見るといふか、されておられますので、市の方に相談があれば、こういった施設があるよとかいふような相談には乗らせていただいております。

吉村委員長 はい。

寺田委員 今、議長の方からいろいろ質問されたんですけど、ちょっと勉強のためにお聞きしたいんですけど、去年の10月ですか、いろいろ変わりましたわな、法律が。法律といふか、介護の問題が。例えば、施設が、老人ホームがどういう形になっていくか、あるいは老健施設がどうなっていくか、受け入れ体制もだいぶ変わってきたと思うんですが、そこらあたり、前と今後の状態とどう違うんですかな。ちょっと勉強のために教えてもらいたい。県から指定で話しているはずなんですけど、どうですか、わかりませんか。なかったら、もうよろしいわ。またわかり次第、委員長の方へ報告していただいて、また委員会の方でまた。わかんねやったら、言うてください。

岡 長寿福祉課長補佐 長寿福祉課の岡です。

去年のっておっしゃっていることが、ちょっと私の把握しているのと同じかどうかわからないんですけども、特定施設の方のことなんですか。

寺田委員 うん、そう。

岡 長寿福祉課長補佐 一応、7月ぐらいにサービス付高齢者専用……。

寺田委員 高齢者専用住宅やる。

岡 長寿福祉課長補佐 そういうのが把握はさせていただいているんですけども、ちょっと私は内容的にはあんまりわからなくて、また勉強させていただきます。

寺田委員 わからなかったら、それで結構ですけど、ちょっと勉強していただいて、葛城市としてどういうふうな対応をされて、どういう方向で行くかということをきっちり把握していただか

んと、どう言うのかな、法律が変わっているいろいろされたら、高齢者さんたちはわかりませんやろ。だから、うろうろされているし。恐らくケアマネージャーも、理解している人と理解していない人とおると思いますわ。例えばの話、どこのケアマネージャーでも。ほんで、進んだはるケアマネージャーさんの方はよく理解されて、いろいろのサービス範疇も変わってくるし、やり方こうですよ、こうなりますよと説明されているけど、恐らく葛城市の上層部が、おたくらがまだわからん言うてんねんさかい、そう下まで行ってないと思うので、早急に変わった状態を勉強していただいて、前向いていけるようにしていただかんと、まちがもう混乱してくると思いますねん。といいますのは、療養型に今2名入っているとおっしゃいましたな。これ期限付きでもうペケになりますねや。出ていかなことになる。わかりますやろ。そういう状態になったときに慌てんと、そこまできっちり葛城市として受け皿を考えていただいて、こういうふうになったときにはこうですよ、こうなったときはこうですよということの受け皿をきっちりしていただかんと、そのときになって慌てないようにお願いしたいということなんですわ。惑わさんように、お年寄りさんを。スムーズに、どういうのかな、施設なり居宅なり、それから自宅なりで介護できるような状態でやったって、指導していったってほしいというのが私の気持ちなんですよ。だから、そこらあたりね、もうちょっと県と密接に連絡、県はもう全部わかっていると思いますわ。密接にとっていただいて、密によその市町村に負けないような、充実した介護体制をとっていただきたいということで、返答は結構ですわ。そういうことで、前向きでお願いします。市長もよろしく願いしときます。

吉村委員長 よろしいですか。

寺田委員 はい、結構です。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審議が終了いたしました。

続きまして、民生水道常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理について、現在の事業の進捗状況について、理事者側より説明を求めます。

高橋所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 當麻クリーンセンターの高橋でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議題にありました當麻クリーンセンターの解体に伴います仮事務所移転の経緯ということでございます。前回の平成23年12月14日の民生水道常任委員会でご報告いたしました後の経緯につきまして報告いたします。

現場作業の拠点といたしまして、仮事務所内に整備をしておりました新しいふろの設備も、12月19日の月曜日より使用できるようになりまして、仮事務所を拠点とした當麻地域のごみの収集作業を実施し、通常業務を行っていることをここにご報告いたします。

以上でございます。

吉村委員長 ただいま説明願いましたが、何かご質問は。

寺田委員。

寺田委員 所長、スムーズにいったということですか。計画どおりスムーズにいらっているということですか、今の説明いただいたら。

吉村委員長 高橋所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 計画どおりというよりも、若干紆余曲折はございましたが、一応11月28日から仮事務所の方に引っ越しをいたしまして、それからの業務といたしましては、ただいま申し上げた内容で進行したということでございますので、よろしくお願いいたします。

吉村委員長 寺田委員。

寺田委員 そしたら、今後はもう不備な点が出ないわけですか。このままずっと、要するに、作業していただいて、それで焼却場が1本になったときには、スムーズに移行できるということですか。

吉村委員長 高橋所長。

高橋當麻クリーンセンター所長 はい、そのとおりでございます。

寺田委員 ありがとうございます。

吉村委員長 ほかに何かありませんか。

ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、事業の進捗に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、當麻クリーンセンター解体に伴う業務の処理については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば、許可いたします。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもって民生水道常任委員会を閉会いたします。

早朝より長時間審議いただきましてありがとうございました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後2時38分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

民生水道常任委員会委員長

吉 村 優 子